

全羅南道日帝強占期女子勤労挺身隊被害者支援に関する条例

(全羅南道条例第 3716 号、2013.6.13 制定、2013.6.13 施行)

仮訳

第 1 条(目的)

この条例は日帝強占期女子勤労挺身隊被害者に対する生活支援、名誉回復及び被害救済活動を支援することにより生活の安定を図り、正しい歴史観の定立と人権増進に寄与することを目的とする。

第 2 条(定義)

この条例において「女子勤労挺身隊被害者」とは、日帝強占期に懐柔及び強圧等により強制的に動員され軍需会社等において強制労役被害を受けた女性をいう。

第 3 条(支援対象)

この条例による支援対象者は女子勤労挺身隊被害者として対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会(以下「対日抗争期支援委員会」という)の審査により被害者として認定された者のうち全羅南道に住民登録を置き継続して 1 年以上居住した者とする。

第 4 条(支援内容)

女子勤労挺身隊被害者に対する支援内容(以下「生活補助費等」という)は次の各号の通りとする。

- 1 生活補助費月 30 万ウォン
- 2 診療費支援(本人負担金のうち月 20 万ウォン以内とする)
- 3 死亡時葬祭費 100 万ウォン

第 5 条(支援申請)

- ① 被害者は被害証明資料を添付して書面で住民登録地管轄市長・郡守に生活補助費等の支給を申請しなければならない。但し葬祭費支給については支給対象者と同居の家族又は葬祭執行人が申請することができる。
- ② 第 1 項の生活補助費等の支給申請必要書類は次の各号の通りとする。
 - 1 生活補助費等支給申請書 1 部
 - 2 被害証明資料 1 部(対日抗争期支援委員会審議・決定通知書等)
 - 3 診療費領収書(該当者に限る)
 - 4 死亡診断書又は抹消者謄本(該当者に限る)
 - 5 入金通帳写し 1 部

- ③ 全羅南道知事（以下「道知事」という）は申請書受付後 30 日以内に申請者に決定(対象、非対象)通知書を送付する。

第 6 条(支給方法)

生活補助費等の支給方法は次の各号の通りとする。

- 1 支援対象者の個人別銀行口座に支給。
- 2 生活補助費は毎月末日まで支給することを原則とし、転出、死亡等により居住期間が 15 日未満の場合には支給しない。
- 3 葬祭費は支給対象者の同居の家族又は葬祭執行人に支給可能。

第 7 条(支援中止)

支援対象者に次の各号の事由が発生した場合には生活補助費等の支援を中止する。

- 1 支援対象者が支援の受領を拒絶した場合
- 2 転出、死亡等の事由により支援対象者としての資格を喪失した場合

第 8 条(生活補助費等の還収)

- ① 道知事はこの条例により生活補助費等を支給された者が次の各号の一に該当する場合には、全部又は一部を還収することができる。
- 1 虚偽その他の不正な方法で生活補助費等の支給を受けた場合
 - 2 過誤給された場合
- ② 道知事は第 1 項により還収する場合、生活補助費等を返還する者が所定の日までにこれを返還しない場合には国税滞納処分の例により徴収する。

第 9 条(調査・研究等事業支援)

道知事は次の各号の事業を遂行する団体及び法人に対し事業経費の一部又は全部を予算の範囲内で支援することができる。

- 1 女子勤労挺身隊被害に関する歴史的資料収集及び調査・研究
- 2 女子勤労挺身隊被害者に関する教育及び広報
- 3 女子勤労挺身隊に関する国際交流及び共同調査
- 4 第 1 号から第 3 号までの事業に付随する事業

第 10 条(支援財源)

道知事は支援財源を予算に確保するよう努力しなければならない。

第 11 条(施行規則)

この条例の施行に必要な事項は規則で定める。

付則<第 3716 号、2013.6.13>

この条例は 2014 年 1 月 1 日から施行する。